

(1) ハローワーク

再就職を希望する離職者に対しての支援として、住宅・生活支援の資金貸付(住宅入居初期費用、家賃補助費、生活・就職活動費) や雇用促進住宅・県営住宅等への入居あっせん、住宅の継続貸与事業主への助成等の事業を実施している。

福祉事務所においても、管轄のハローワークの実施状況の把握に努めるとともに、連携して支援を行うこと。

(2) 市町村社会福祉協議会

失業に伴い生活費を一時的に工面できない場合等は、緊急小口資金、離職者支援資金、市町村社会福祉協議会単独の貸付資金等の利用が考えられる。利用に当たって速やかな手續ができるよう福祉事務所と社会福祉協議会で事前に連携調整の場を設けるなど、協力体制を整えておくこと。

なお、県社会福祉協議会から市町村社会福祉協議会に対して、平成21年1月8日付け埼社協第2598号「雇用環境悪化に伴う緊急小口資金・離職者支援資金の対応について」の通知が出ているので、念のため申し添える。

(3) 市町村住宅・雇用対策担当課

市町村で、独自に緊急雇用対策等の事業を実施している場合には、離職者等に積極的に事業の情報提供を行うこと。

また、市町村住宅・雇用対策担当課に相談に来た離職者等が生活に困窮している場合は、その情報が福祉事務所の窓口につながるよう、連携・連絡体制を整えておくこと。

担当：社会福祉課保護担当
電話：048-830-3280
FAX：048-830-4782